

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第4号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成27年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、条例第3条の2第2号の組合規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と、「第2条第3号イ」とあるのは「第2条第3号ア(イ)」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。